

議案第45号

国道25号（御堂筋）道路空間再編工事請負契約締結について

国道25号（御堂筋）道路空間再編工事請負契約を次の要項により締結する。

- | | | | |
|---|---------|--|----|
| 1 | 工 事 概 要 | 道路空間再編工事
延長
1,595メートル | 一式 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市鶴見区今津北2丁目3番26号
協和・晃和特定建設工事共同企業体
構成員 協和道路株式会社
株式会社 晃和 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 1,351,130,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和6年3月31日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市中心区久太郎町3丁目、久太郎町4丁目、北久宝寺町3丁目、北久宝寺町4丁目、南久宝寺町3丁目、南久宝寺町4丁目、博労町3丁目、博労町4丁目、南船場3丁目、南船場4丁目、心斎橋筋1丁目、心斎橋筋2丁目、西心斎橋1丁目、西心斎橋2丁目、道頓堀1丁目、道頓堀2丁目、難波1丁目及び難波2丁目 | |

令和4年2月10日提出

大阪市長 松 井 一 郎

說明

国道25号（御堂筋）道路空間再編工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。